

- 「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」（平成19年 3月28日付け18農振第1597号農村振興局企画部長通知）
一部改正新旧対照表 （下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第1章 第6節 費用対効果分析の実際 4 効果（便益）の測定方法と評価基準	第1章 第6節 費用対効果分析の実際 4 効果（便益）の測定方法と評価基準
（1）総費用総便益比（経済性の側面からの評価） 一般的に、ある事業計画において、総費用（評価期間に要する全ての費用）とそれから生ずる総便益（評価期間に生ずる全ての効果額〔純益額〕）を比較し、「総費用総便益比」が1.0以上であれば、事業計画は妥当性を有し、更にその大きさは同事業種内において、経済的優位性を示すものである。 <u>ただし、法第87条の4第1項の規定により実施する急施の事業</u>については、緊急防災等工事計画に基づき速やかに工事に着手する必要があることに鑑み、基本事業（事業の対象となる施設を造成した事業をいう。以下同じ。）による効用を継続的に発揮させるための計画的な更新事業が予定される地区であり、かつ、事業費の総額が10億円未満である場合に限り、「基本事業等の評価結果」（基本事業及び事業対象施設の受益地が含まれる同種の事業の経済性の評価結果で、農林水産省政策評価基本計画に基づき公表されたものを含む。）等を用いた以下のア又はイの簡便的な手法を、総費用総便益比に代わり適用することができるものとする。 <u>また、農業水利制御システムの整備のみを対象とする土地改良事業</u>については、当該システム自体は農業用排水施設	（1）総費用総便益比（経済性の側面からの評価） 一般的に<u>ある事業計画において</u>、総費用（評価期間に要する全ての費用）とそれから生ずる総便益（評価期間に生ずる全ての効果額〔純益額〕）を比較し、「総費用総便益比」が1.0以上であれば、事業計画は妥当性を有し、更にその大きさは同事業種内において、経済的優位性を示すものである。 <u>また、老朽化等により決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために法第87条の4第1項の規定により実施する事業</u>については、緊急防災等工事計画に基づき速やかに工事に着手する必要があることに鑑み、基本事業（事業の対象となる施設を造成した事業）による効用を継続的に発揮させるための計画的な更新事業が予定される地区であり、かつ、事業費の総額が10億円未満である場合に限り、「基本事業等の評価結果」（基本事業及び事業対象施設の受益地が含まれる同種の事業の経済性の評価結果で、農林水産省政策評価基本計画に基づき公表されたものを含む。）等を用いた以下のア又はイの簡便的な手法を、総費用総便益比に代わり適用することができるものとする。

を情報通信機器により監視・制御し、運用・管理の省力化及び合理化を図るための附帯施設であり、受益地域の農業用排水施設全体の更新費用に占める当該事業に要する費用の割合が比較的小さい一方、その機能停止の影響が受益地域の広範囲に及ぶものであることから、適時に迅速な更新を行い得るよう、前述の簡便的な手法を適用することができるものとする。

ア 基本事業等の評価結果を用いる手法

【適用要件】

次の①から④を全て満たすこと。

- ① 基本事業等の評価結果の分析に用いられている手法が、総費用総便益比方式であること。
- ② 当該事業の着手年度が基本事業等の評価結果の評価期間内であること。
- ③ 当該事業の整備内容が技術の進歩等を除き機能向上を伴わないものであること。
- ④ 基本事業等の評価結果の前提となる営農状況と現時点の営農状況に、大きな変化がないこと。

【評価手法】

基本事業等の経済性評価で想定していた総費用や総便益に、大きな相違や変化がなければ、基本事業等の総費用

ア 基本事業等の評価結果を用いる手法

【要件】

次の①から③までを全て満たす場合、基本事業等の評価結果に当該事業の費用が織り込まれているものとする。

- ① 基本事業等の評価結果の分析に用いられている手法が、総費用総便益比方式であること。
- ② 当該事業の着手年度が基本事業等の評価結果の評価期間内であること。
- ③ 費用（当該事業の整備内容が技術の進歩等を除き機能向上を伴わないものであること。）と効用（基本事業等の評価結果の前提となる営農状況と現時点の営農状況に、大きな変化がないこと。）の両面から、基本事業等の評価結果に大きな変化がないこと。

【評価手法】

受益面積の変化等に応じて補正した基本事業等の総費用総便益比により、当該事業の経済性を判断することがで

総便益比をもって経済性を満たすと判断できるものとする。

具体的には、総費用は、基本事業等の評価結果において当該事業に相当する再整備計画の内容を当該事業の内容を基に補正し、また総便益は、基本事業等の受益面積等を基に補正し、補正後の総費用総便益比が1.0を上回れば、大きな相違や変化がないとみなす。

また、基本事業等の評価結果が複数ある場合、経年による変化を考慮し、原則として当該事業の着手年度から最も近い年の評価結果を利用する。

イ 事業を実施しなかった場合の被害額や追加費用と当該事業費を用いる手法

【適用要件】

次の①及び②を満たすこと。

- ① アの要件を満たさないため、アの手法を用いることができない場合であること。（アの手法を用いて経済性を満たすと判断できなかった場合は、本手法は適用しない。）
- ② 当該事業の整備内容が技術の進歩等を除き機能向上を伴わないものであること。

【評価手法】

事業を実施しなかった場合、人命又は財産への被害やこれらの被害を最小限とするための応急工事費、暫定的な機能確保のための現地仮復旧費用及び作物被害を防止する

きるものとする。

また、基本事業等の評価結果が複数ある場合、経年による変化を考慮し、原則として当該事業の着手年度から最も近い年の評価結果を利用する。

イ 事業を実施しなかった場合の被害額や追加費用と当該事業費を用いる手法

事業を実施しなかった場合、人命又は財産への被害やこれらの被害を最小限とするための応急工事費、暫定的な機能確保のための現地仮復旧費用及び作物被害を防止する

ための番水、用水の反復利用に係る営農経費等の追加費用の発生が想定される。

このような被害や追加費用の発生の防止を当該事業の効果として捉え、これと当該事業費を比較することにより、当該事業の経済性を判断することができるものとする。

ための番水、用水の反復利用に係る営農経費等の追加費用の発生が想定される。

このような被害や追加費用の発生の防止を当該事業の効果として捉え、これと当該事業費を比較することにより、当該事業の経済性を判断することができるものとする。

附 則

この通知は、令和8年7月31日から施行する。